

## 国土交通省大臣官房官庁営繕部入札監視委員会議事運営要領

(定足数及び議決)

- 第1条 定例会議及び再苦情処理会議（以下「会議」という。）は、委員会の委員総数の過半数以上の出席がなければ開催することができない。
- 2 会議の議事は、出席した委員の過半数で決する。可否同数のときは、委員長が決する。
- 3 緊急やむを得ない事情があり、前2項の会議が開催できない場合には、同項の規定にかかわらず、委員長は、書類の回議をもって会議に替えることができる。

(再苦情の申立ての却下)

- 第2条 国土交通省大臣官房官庁営繕部長（以下「部長」という。）は、次の各号に掲げる再苦情の申立てについて却下することができる。
- なお、部長が却下の決定を行った場合は、次回の会議において報告することとする。

- 一 申立期間を徒過したもの
- 二 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- 三 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成13年7月16日から適用する。

(建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会運営要領の廃止)

- 2 建設大臣官房官庁営繕部入札監視委員会運営要領は、廃止する。